

ファミリーインドアテニススクール規約

第1条 (定義)

本規約によって定める条項は「株式会社太嘉商事」として運営するファミリーインドアテニススクール(以下総称して「本スクール」という)の利用に関して適用されるものとします。

第2条 (運営)

本スクールの運営および管理は、新潟市中央区小張木2丁目16-61株式会社太嘉商事(以下「会社」という)があたります。

第3条 (目的)

本スクールはテニスを通して会員の健康維持・技術向上・会員相互の親睦を図るとともに、余暇を楽しみながら地域社会の健康と福祉の向上に寄与することを目的とします。

第4条 (会員)

本スクールで会員とは次の会員を総称します。

1. スクール会員(一般スクール会員、ジュニアスクール会員を含む)
2. 家族スクール会員(同一家族で2名以上がスクールを受講の場合)

第5条 (入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は本クラブの会員になることは出来ません。

1. 本申込を行なう者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
2. 医師等により運動を禁じられている者
3. 当スクールが会員としてふさわしくないと判断した者
4. 会員資格喪失の履歴のある者

第6条 (会員証)

1. 会員証は、本人以外が使用することはできません。
2. 会員は、本スクールを利用する時は、必ず会員証を提示しなければなりません。
3. 会員証を紛失した場合は、速やかに本スクールで再発行の手続きをとらなければなりません。

第7条 (会員の入会手続き及び受講料について)

1. クラス時間表を参考に、ご希望のクラスをお決め頂き、受付にて申込用紙にご記入下さい。
2. ご希望クラスに空きが無い場合、やむを得ず変更して頂く場合がございます。
3. 毎週決まったクラスに受講できない場合は、振替ができますのでフロントにお尋ね下さい。
4. レベルの判断の為の無料体験レッスンもございますのでフロントにお尋ね下さい。

第8条 (入校金、受講料の不返還)

1. 納入された入校金、受講料は原則として返還致しません。

第9条 (継続)

1. 本スクールの会員は、別に定める期間内に休会・退会手続きを行わない場合、自動継続とします。

第10条 (休会・退会)

1. 会員が自己の都合により本スクールを休会・退会する場合、退会する前の月の10日までに、所定の休会・退会届により手続きを完了しなければなりません。
2. 1の手続きが遅れた場合は、翌月の受講料が口座から引き落としになりますのでご了承下さい。

第11条 (諸手続き)

1. 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きをしなければならない。
2. 本スクールより会員に通知する場合は、届出のあった最新の住所宛に行い、通知未達等発信後の責を負いません。

第12条 (会員資格の停止および除名)

本スクールは、会員が次の各項に該当するときは、会員資格を一時停止、又は当該会員を本スクールから除名することができます。

1. 本スクールの定めた規約・諸規則に違反したとき
2. 本スクールの目的に反する行為により、本スクール秩序を乱し、名誉、品格または会員間の相互信頼を傷つけたとき。
3. 会費その他の債務を滞納し、本スクールから再請求があっても応じないとき。

第13条 (資格喪失)

会員は次の場合にその資格を喪失します。

1. 休会・退会
2. 死亡
3. 除名および資格停止にも拘わらず改善がみられないとき。
4. 運営上重大な理由により本スクールを閉鎖したとき。

第14条 (入校金・受講料・その他利用料の改定)

本スクールは、別に定める入会金・月会費・その他利用料の改定を行なうことができます。改定を行なう場合、本スクールは1ヶ月前迄に会員に告知するものとします。

第15条（営業日および営業時間及び休校日）

1. 本スクールの受付営業は、月曜日から金曜日午前9:00から午後22:00、土曜日午前9:00から午後20:30までとします。
2. スクール時間は、月曜日から金曜日午前9:30から午後23:20、土曜日午前9:10から午後21:40までとします。
3. 休校日は、年末年始・お盆休み・当スクール施設点検・その他当スクールが定める諸行事とし、1ヶ月前に告知します。

第16条（施設の利用制限・休止）

会社は、本スクールの施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合は、2週間前迄にその旨を公示します。

1. 気象災害等によって緊急を要する場合。
2. 施設の改善・補修する場合。

上記により、会員の支払義務が縮減されることはありません。

第17条（施設の閉鎖・変更）

会社は次の理由により本スクールの施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

1. 気象・災害等により会員にその災害が及ぶ会社が判断し、営業を不可能と認めたとき。
2. 法令の制定、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ない事由が発生したとき。

第18条（賠償責任）

本スクール内で発生した紛失・盗難・傷害その他事故について会社は一切責任を負わないものとします。又会員は、自己が原因により、本スクールの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第19条（本規約その他の諸規則の改定）

会社は、本規約・利用規定・その他本スクールの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

第20条（個人情報の取扱いについて）

会社は、入会後の会員に対する本スクールからの諸行事の案内および通知、利用料金等の請求に利用する目的で、会員の情報を保有させていただきます。お預かりした個人情報を第三者に提供いたしません。

附 則 本規約は2016年12月1日より発効します。

ご更新の手続き

- ① 入校金、受講料のお支払い方法は、口座振替となります。
- ② 入校金、受講料のお支払い後、更新とさせて頂き本スクールをご利用頂けます。

ファミリーインドアテニススクール 新潟市中央区小張木2丁目16-67 TEL 025-285-0030 FAX 025-285-0031 (管理運営 株式会社太嘉商事 専務取締役 小野 充二)
--